

# 広域連合だより

創刊号



## 連合データ

人口:1,109,678人  
うち65歳以上:223,666人  
世帯数:367,800世帯  
(平成11年3月31日現在)





福岡県介護保険広域連合  
広域連合長 山本 文男

## 創刊にあたり

福岡県介護保険広域連合が平成11年7月1日に設立し、はやくも9ヶ月が経ちました。設立にあたりましては、関係各位に多大なるご尽力を賜り、誠にありがとうございました。

本広域連合は、県内加入市町村のどこでも公平・平等なサービスを安心して受けられるように設置された機関であることは、皆様のご存知のとおりです。広域連合制度は、住民の皆様の広域的なご要望に適切かつ効率的に対応するために新しく生まれてきた制度であり、本広域連合といたしましても、広域的な視点に立ち、地域の情報化、めざましい社会経済環境の変化など複雑化・多様化する広域的課題に積極的に取り組んでいるところです。

さて、急速な高齢化の進展に伴い、高齢者介護が大きな社会問題となっております状況において、本年4月から始まります介護保険制度に基づく業務に、より円滑・柔軟に対応するためには、住民の皆様方のご協力が不可欠であり、本広域連合の業務についてご理解を深めていただくため、この度「広域連合だより」を創刊する運びとなりました。

この「広域連合だより」が住民の一体感の醸成と地域づくりの更なる一助となりますことを心から祈念し、創刊のごあいさつとさせていただきます。

## 広域連合とは

広域連合制度は、地域の人々の様々な広域行政に対する要望等に適切かつ効率的に対応するために、平成6年6月の地方自治法改正の際、地方分権を推進する具体的な方策の一つとして創設された広域行政の制度です。

地方自治法上は、都道府県や市町村が普通地方公共団体と位置づけられるのに対して、広域連合は特別地方公共団体の1つとして位置づけられています。

広域行政制度としては、これまで一部事務組合が中心的役割を果たしてきましたが、本来、一部事務組合は、単に事務の共同処理を行うための制度であり、複雑・多様化する広域行政需要に対応する上で限界がありました。

広域連合は、制度的には一部事務組合に準じながらも、機能的には、国、県から直接に権限の移譲を受けることができ、一部事務組合より柔軟で自主的な事務処理が可能となります。

福岡県介護保険広域連合は、介護保険に関する事務を共同処理するために平成11年7月1日に設立されました。

広域連合では、要介護認定や介護保険料の賦課徴収をはじめ、介護保険事業の実施に必要なほとんどの事務を行います。

# 福岡県介護保険広域連合の組織

## 議 会

議 長

副議長

広域連合議員

## 福岡県介護保険広域連合議会

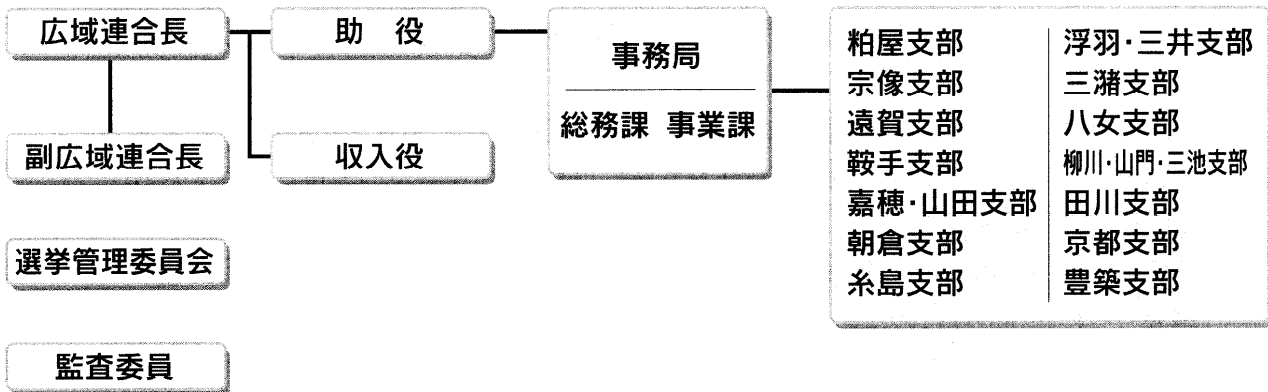
議 長

江口 文博(三橋町議会議長)

副議長

二場 武(田川市議会議長)

## 執行機関



## 福岡県介護保険広域連合

広域連合長

山本 文男 (添田町長)

副広域連合長

吉松 昭幸 (須恵町長)  
 大坪 恒章 (津屋崎町長)  
 高山 和幸 (遠賀町長)  
 篠原 彌榮 (鞍手町長)  
 岩見 智波 (桂川町長)  
 手柴 豊治 (三輪町長)  
 筒井 秀来 (二丈町長)

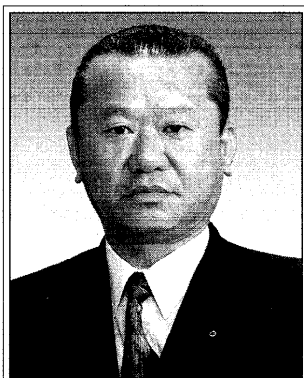
堀 万治 (浮羽町長)  
 石川 隆文 (大木町長)  
 高鍋 具弥 (広川町長)  
 中川 嵩 (三橋町長)  
 白石 春夫 (犀川町長)  
 釜井 健介 (豊前市長)

助 役

笹瀨 正三 (福岡県町村会事務局長)

収入役

合屋 正義 (須恵町収入役)



福岡県介護保険広域連合議会  
議長 江口 文博

## 創刊にあたり

福岡県介護保険広域連合議会を代表いたしましてごあいさつ申し上げます。

この度、平成11年第1回福岡県介護保険広域連合議会臨時会において、初代議長の要職に就くことになりました。皆様方のご支援ご協力を得まして、円滑な議会運営に向けて努力する所存でございます。これも皆様のご支援とご協力の賜であると、心から感謝の意を表する次第であります。

さて、地方分権が叫ばれて久しいわけですが、地方分権の受け皿としての広域的な視野に立つ行政システムが求められてきました。

福岡県介護保険広域連合においても市町村行政を補完する広域行政の強化が求められています。

21世紀を目前にして、広域連合に課せられた課題は少なくありませんが、私ども議会議員として議会の果たす役割と責任をさらに自覚し、住民各位の期待にこたえられるよう努力する決意でございます。

住民の期待に応え、この組織が一日も早く充実強化されることを望むとともに、我々議会もその責務の遂行のため、微力ではございますが、明日に希望の持てる広域連合を目指して参りますので、皆様方のご支援を心よりお願い申し上げます。

## 平成11年 第1回福岡県介護保険広域連合議会(臨時会)

平成11年第1回福岡県介護保険広域連合議会(臨時会)が平成11年9月3日に開かれました。この臨時会では、議案16件と承認17件が審議され、すべて原案どおり可決されました。議案内容については次のとおりです。

- |         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| ・第1号議案  | 助役の選任について                          |
| ・第2号議案  | 収入役の選任について                         |
| ・第3号議案  | 識見を有する者から選出される監査委員の選任について          |
| ・第4号議案  | 議会の議員から選出される監査委員の選任について            |
| ・第5号議案  | 福岡県介護保険広域連合議会の定例会条例                |
| ・第6号議案  | 福岡県介護保険広域連合監査委員条例                  |
| ・第7号議案  | 福岡県介護保険広域連合電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例 |
| ・第8号議案  | 福岡県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例          |
| ・第9号議案  | 職員団体の登録に関する条例                      |
| ・第10号議案 | 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例          |
| ・第11号議案 | 福岡県介護保険広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例     |
| ・第12号議案 | 福岡県介護保険広域連合「財政事情」の作成及び公表に関する条例     |
| ・第13号議案 | 福岡県介護保険広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例    |
| ・第14号議案 | 平成11年度福岡県介護保険広域連合一般会計予算            |

- ・第15号議案 指定金融機関の設置について
- ・第16号議案 福岡県市町村職員退職手当組合への加入について

- ・第1号承認 福岡県介護保険広域連合の休日を定める条例
- ・第2号承認 福岡県介護保険広域連合公告式条例
- ・第3号承認 福岡県介護保険広域連合本部及び支部の位置及び名称等に関する条例
- ・第4号承認 福岡県介護保険広域連合課設置条例
- ・第5号承認 福岡県介護保険広域連合職員定数条例
- ・第6号承認 福岡県介護保険広域連合職員の定年等に関する条例
- ・第7号承認 福岡県介護保険広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- ・第8号承認 福岡県介護保険広域連合職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例
- ・第9号承認 福岡県介護保険広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例
- ・第10号承認 福岡県介護保険広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- ・第11号承認 福岡県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・第12号承認 福岡県介護保険広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- ・第13号承認 福岡県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
- ・第14号承認 福岡県介護保険広域連合職員の給与に関する条例
- ・第15号承認 福岡県介護保険広域連合介護保険嘱託員の報酬及び手当に関する条例
- ・第16号承認 福岡県介護保険広域連合職員等の旅費に関する条例
- ・第17号承認 平成11年度福岡県介護保険広域連合一般会計暫定予算

## 平成12年 第1回福岡県介護保険広域連合議会(定例会)

平成12年第1回福岡県介護保険広域連合議会(定例会)が平成12年1月21日に開かれました。この定例会では、議案9件と承認3件が審議され、すべて原案どおり可決されました。議案内容については次のとおりです。

- ・第1号議案 福岡県介護保険広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・第2号議案 福岡県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・第3号議案 福岡県介護保険広域連合介護保険円滑導入基金条例の制定について
- ・第4号議案 福岡県介護保険広域連合介護給付費準備基金条例の制定について
- ・第5号議案 福岡県介護保険広域連合情報公開条例の制定について
- ・第6号議案 平成11年度福岡県介護保険広域連合一般会計補正予算
- ・第7号議案 平成12年度福岡県介護保険広域連合一般会計予算
- ・第8号議案 平成12年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計予算
- ・第9号議案 議会の議員から選出される監査委員の選任について

- ・第1号承認 福岡県介護保険広域連合本部及び支部の位置及び名称等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・第2号承認 福岡県介護保険広域連合本部及び支部の位置及び名称等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・第3号承認 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について

## 平成12年 第2回福岡県介護保険広域連合議会(臨時会)

平成12年第2回福岡県介護保険広域連合議会(臨時会)が平成12年3月3日に開かれました。この臨時会では、議案2件が審議され、すべて原案どおり可決されました。議案内容については次のとおりです。

- ・第10号議案 福岡県介護保険広域連合介護保険条例の制定について
- ・第11号議案 福岡県介護保険広域連合個人情報保護条例の制定について

# 平成12年度予算

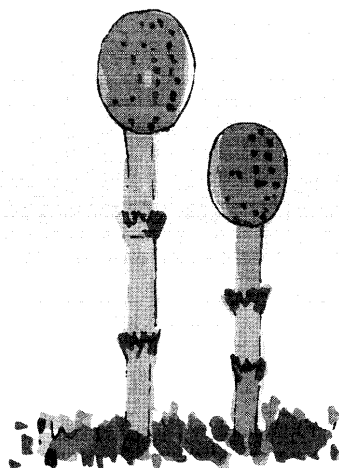
福岡県介護保険広域連合の予算は、一般会計と介護保険事業特別会計から成り立ちます。

平成12年度の当初予算総額は、一般会計が81億9866万3千円、介護保険事業特別会計が469億6562万8千円となりました。

一般会計は、広域連合全体の組織運営・管理に必要な経費を中心に編成され、このなかで予算額が最も多い予算科目は、介護保険事業特別会計への繰出金が計上されている民生費で、予算の大半を占める69億7251万8千円(85.1%)となりました。

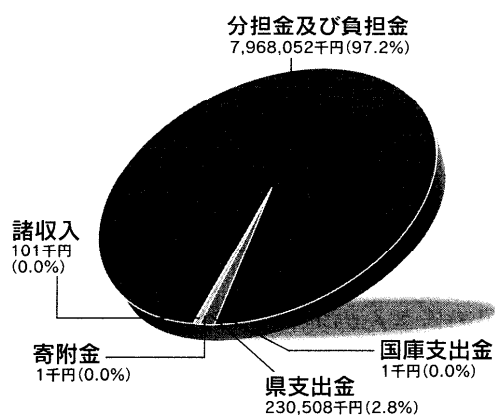
一般会計の主な歳入は、関係市町村からの負担金が大部分を占め、79億6805万2千円(97.2%)となっています。この負担金は、市町村の総人口や高齢者人口、財政規模などの客観的な指標に基づき、関係市町村ごとの金額が算定されます。

また、介護保険事業特別会計は、介護保険事業を行うために必要な経費を計上しており、その主なものについては、要介護認定を受けた被保険者が利用するサービスに充てられる保険給付費で、総額443億7843万円(94.5%)と大半を占めています。また、要介護認定に要する経費は9億7841万9千円(2.1%)になります。歳入のうち保険料については、軽減措置があるため平年の4分の1程度にあたる18億9926万6千円となっています。



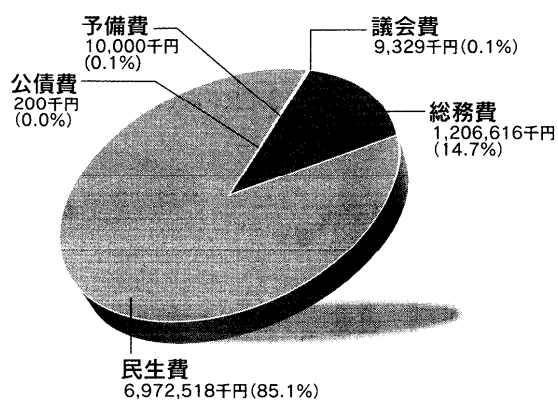
## 一般会計予算

歳入



予算科目	(千円)
分担金及び負担金	7,968,052
国庫支出金	1
県支出金	230,508
寄附金	1
諸収入	101
合計	8,198,663

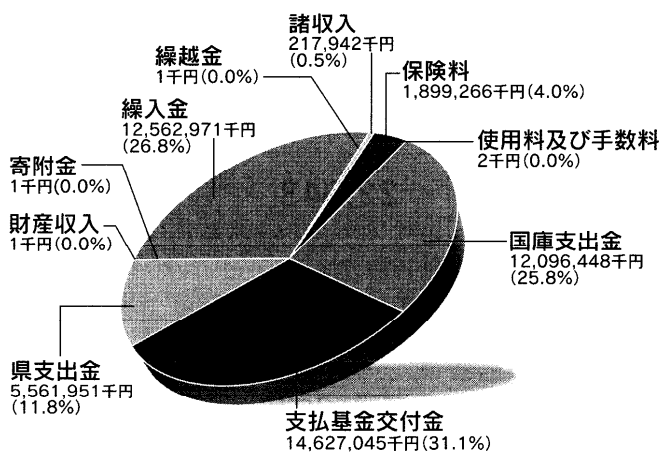
歳出



予算科目	(千円)
議会費	9,329
総務費	1,206,616
民生費	6,972,518
公債費	200
予備費	10,000
合計	8,198,663

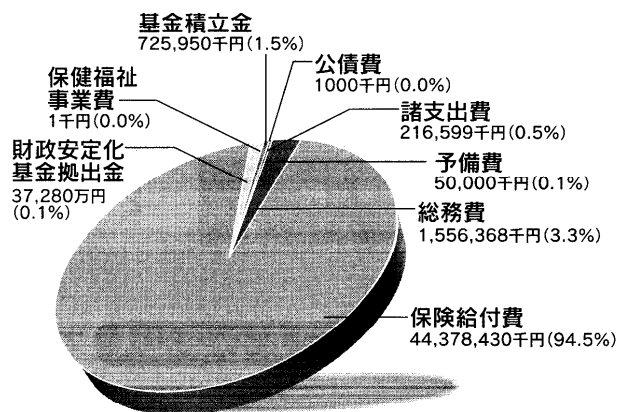
## 介護保険事業特別会計

歳入



予算科目	(千円)
保険料	1,899,266
使用料及び手数料	2
国庫支出金	12,096,448
支払基金交付金	14,627,045
県支出金	5,561,951
財産収入	1
寄附金	1
繰入金	12,562,971
繰越金	1
諸収入	217,942
合計	46,965,628

歳出



予算科目	(千円)
総務費	1,556,368
保険給付費	44,378,430
財政安定化基金拠出金	37,280
保健福祉事業費	1
基金積立金	725,950
公債費	1,000
諸支出費	216,599
予備費	50,000
合計	46,965,628

# 福岡県介護保険広域連合の 保険料の算定方法

平成12年4月1日から始まる介護保険制度で、65歳以上の人に納めていただく保険料基準額月額が

## 2,908円

に決まりました。

ここでは、県内72市町村による住民の皆さんの実態調査をもとにした基準額算定までの流れを説明します。



## 広域連合を構成している県内72市町村の 住民の皆さんの実態調査

(単位:人)

	調査時点(平成10年度)	平成12年度	平成13年度	平成14年度
65歳以上人口	219,327	228,753	232,572	236,394
①介護サービスが必要な人	31,186	30,986	31,722	32,460

### ①介護サービスが必要な人で 在宅サービス を望まれる人

(単位:人)

	調査時点(平成10年度)	平成12年度	平成13年度	平成14年度
②在宅要介護者数	21,700	22,176	22,943	23,710

### ①介護サービスが必要な人で 施設サービス を望まれる人

(単位:人)

	調査時点(平成10年度)	平成12年度	平成13年度	平成14年度
③施設入所者数	9,486	8,810	8,779	8,750
特別養護老人ホーム	4,054	4,416	4,368	4,319
老人保健施設	2,482	2,695	2,711	2,726
療養型病床群等	2,950	1,699	1,700	1,705



②在宅要介護者数 の人数に平均費用をかけて給付費を算出します。

(単位:円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
在宅サービス費用(月額)	1,550,390,741	1,756,066,859	1,995,251,736

③施設入所者数 の人数に平均費用をかけて給付費を算出します。

(単位:円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
施設サービス費用(月額)	3,034,514,304	3,025,862,281	3,018,162,385

(単位:円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
給付費総額(年額)	44,533,182,704	50,495,348,899	52,917,734,789

65歳以上の人全員で保険料を負担する  
3年間平均額(年額)



7,715,477,802円

65歳以上の方一人当たりの保険料基準額は  
月額 2,908円です。

保険料の算出式は複雑なので、詳しい内容は省略しています。

# 第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料について

介護保険制度は、介護を必要とする人も、必要としない状態にある人も、40歳以上の人みんなで保険料を担い、支えあう制度です。そこで、65歳以上の高齢者の人にも、所得に応じた保険料を負担していただくことになります。

## 第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

**保険料** 広域連合の介護保険の基準額月額が2,908円となりました。この基準額月額をもとに、年間の保険料(保険料率)を算出しました。

**納期** 保険料の納め方には、普通徴収と特別徴収の2通りの方法があり、それぞれの納期が異なります。

### 普通徴収とは?

老齢・退職年金の月額が15,000円に満たない人をいいます。納期は年8期と定められました。毎年8月を第1期とし、翌年3月までの年8期で納めていただきます。

※平成12年度においては、10月から翌年3月までの年6期となります。

### 特別徴収とは?

老齢・退職年金の月額が15,000円以上の人をいいます。納期は年6回となります。毎年4月を第1回とし、翌年2月までの偶数月の年6回に分けて年金から天引きされます。

※平成12年度においては、10月から翌年2月までの年3回となります。

## 第1号被保険者の保険料が軽減されます

介護保険を円滑に実施するための国の特別施策により

- ① 施行後半年間は保険料を徴収しない
- ② その後の1年間は保険料が2分の1に軽減される

よって、下の表のように平成12年度は年額の4分の3、平成13年度は年額の4分の1の保険料が軽減されます。

■ 介護保険料は所得の階層により年間の保険料は次の5段階に分けられます。

	12年度から14年度の本来徴収すべき保険料	年間の保険料(円)	
		12年度	13年度
生活保護、老齢福祉年金受給者(住民税世帯非課税)	17,448	4,362	13,086
世帯全員が住民税非課税の人	26,172	6,543	19,629
本人が住民税非課税の人(基準額)	34,896	8,724	26,172
本人が住民税課税の人で合計所得金額が	250万円未満	43,620	10,905
	250万円以上	52,344	13,086



# 4月から介護保険制度が始まります

## 【要介護認定の申請はお済みですか？】

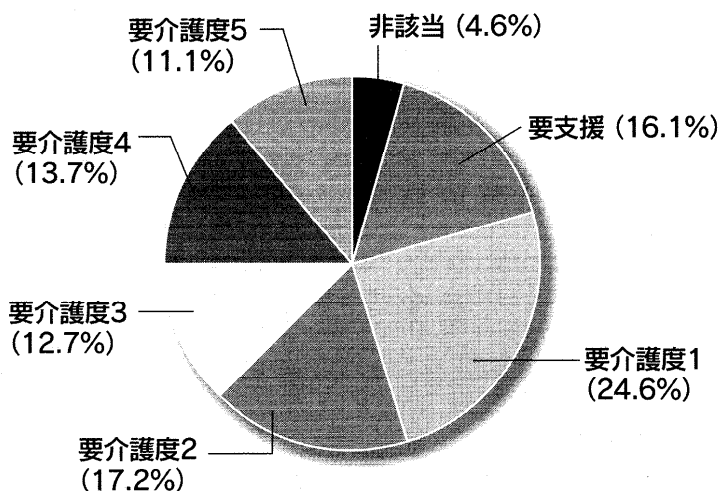
いよいよ4月から、介護保険制度のサービスが始まります。  
市町村窓口では、要介護認定の申請を随時受け付けています。

- 現在、ホームヘルプサービスやデイサービス、訪問看護などの介護サービスを利用している人で、引き続き4月からの介護保険サービスを受ける人、また、現在はサービスを利用していないが、介護が必要で新たにサービスを受けたい人は、要介護認定を受けることが必要です。
- 申請は、本人や家族のほか、指定居宅介護支援事業者や、施設に入所中の人は施設に代行してもらうことができます。その際、悪質な詐欺などに注意して下さい。

## 【要介護認定を受けた人は、介護サービス計画の作成を！】

- 要介護認定を受け、サービスを利用するためには、介護サービス計画(ケアプラン)の作成が必要です。
- 介護サービス計画(ケアプラン)は、居宅介護支援事業者の介護支援専門員(ケアマネージャー)に作成を依頼します。介護サービス計画ができると、その計画にそったサービスの提供がなされますので、本人の希望や家族の状況など十分話し合った上で作成して下さい。計画作成にかかる費用は無料です。
- すでに要介護認定を受けた人には、「居宅介護サービス計画作成依頼届出書」を送付しています。まだ、依頼届出書を市町村へ提出していない人は、居宅介護支援事業者などに相談の上、早めに手続きをして下さい。

認定審査判例割合(H12.2月末現在)



※H12.2月末現在の申請件数は、広域連合内65歳以上人口約23万人中約3万4千人です。



# 福岡県介護保険広域連合に加入の72市町村

支部名	市町村名	電話番号
<b>粕屋支部</b> 糟屋郡久山町大字久原3168-1 Tel. 092-652-3111 Fax. 092-652-3106	宇美町	092-932-1111
	篠栗町	092-947-1111
	志免町	092-935-1001
	須恵町	092-932-1151
	新宮町	092-962-0231
<b>宗像支部</b> 宗像郡津屋崎町大字津屋崎849 Tel. 0940-34-5700 Fax. 0940-34-5702	久山町	092-976-1111
	津屋崎町	0940-52-1234
	玄海町	0940-62-2111
<b>遠賀支部</b> 遠賀郡遠賀町大字今古賀513 遠賀町役場横 車庫棟2階 Tel. 093-291-5266 Fax. 093-291-5281	大島村	0940-72-2211
	芦屋町	093-223-0881
	水巻町	093-201-4321
	岡垣町	093-282-1211
<b>鞍手支部</b> 鞍手郡宮田町大字宮田20-5 Tel. 0949-34-5046 Fax. 0949-34-5047	遠賀町	093-293-1234
	小竹町	09496-2-1219
	鞍手町	0949-42-2111
	宮田町	0949-32-0515
<b>嘉穂・山田支部</b> 嘉穂郡稲築町大字鴨生392-1 Tel. 0948-20-5016 Fax. 0948-20-5020	若宮町	0949-52-1111
	山田市	0948-53-1121
	桂川町	0948-65-1100
	稲築町	0948-42-1231
	碓井町	0948-62-2270
	嘉穂町	0948-57-1212
	筑穂町	0948-72-1100
	穂波町	0948-22-0380
	庄内町	0948-82-1200
	穎田町	09496-2-2211
<b>朝倉支部</b> 甘木市大字甘木873-3 甘木朝倉市町村会館内 Tel. 0946-21-8021 Fax. 0946-21-8031	杷木町	0946-62-1110
	朝倉町	0946-52-1111
	三輪町	0946-24-8750
	夜須町	0946-42-3111
	小石原村	0946-74-2311
	宝珠山村	0946-72-2311
<b>糸島支部</b> 前原市前原中央2-13-17 Tel. 092-331-2033 Fax. 092-331-2036	二丈町	092-325-1111
	志摩町	092-327-1111
<b>浮羽・三井支部</b> 浮羽郡吉井町699-1 Tel. 09437-4-5355 Fax. 09437-4-5353	吉井町	09437-5-3111
	田主丸町	09437-2-2111
	浮羽町	09437-7-2111
	北野町	0942-78-3551
	大刀洗町	0942-77-0101

支部名	市町村名	電話番号
<b>三潁支部</b> 三潁郡大木町大字八町牟田255-7 Tel. 0944-75-2172 Fax. 0944-75-2175	城島町	0942-62-2111
	大木町	0944-32-1013
	三潁町	0942-64-2311
<b>八女支部</b> 八女市大字津江565-3 Tel. 0943-25-2005 Fax. 0943-25-2073	黒木町	0943-42-1111
	上陽町	0943-54-2211
	立花町	0943-23-5141
	広川町	0943-32-1111
	矢部村	0943-47-3111
<b>柳川・山門・三池支部</b> 山門郡瀬高町大字小川16-3 山門三池郡自治会館内 Tel. 0944-64-1230 Fax. 0944-64-1233	星野村	0943-52-3111
	柳川市	0944-73-8111
	瀬高町	0944-63-6111
	大和町	0944-76-1111
	三橋町	0944-72-7111
	山川町	0944-67-1111
	高田町	0944-22-5611
<b>田川支部</b> 田川市新町18-7 田川自治会館内 Tel. 0947-49-1093 Fax. 0947-49-1097	田川市	0947-44-2000
	香春町	0947-32-2511
	添田町	0947-82-1231
	金田町	0947-22-0555
	糸田町	0947-26-1231
	川崎町	0947-72-3000
	赤池町	0947-28-2004
	方城町	0947-22-0520
	大任町	0947-63-3000
	赤村	0947-62-3000
<b>京都支部</b> 京都郡勝山町大字上田941-1 Tel. 0930-32-8032 Fax. 0930-32-8034	犀川町	0930-42-0001
	勝山町	0930-32-2511
<b>豊築支部</b> 豊前市大字八屋1702-5 Tel. 0979-84-1111 Fax. 0979-84-1116	豊前市	0979-82-1111
	椎田町	0930-56-0300
	吉富町	0979-24-1122
	築城町	0930-52-0001
	新吉富村	0979-72-3111
大平村	0979-72-2111	

**本部** 福岡市博多区千代1-17-1 パビヨン24 2F  
Tel. 092-643-7055 Fax. 092-641-2432

## 編集後記

住民の皆様により良い理解をしていただくため、福岡県介護保険広域連合では情報誌「広域連合だより」創刊号を発行する運びとなりました。

このような広報の業務に初めて携わり思ったことは、「難しかった」の一言に尽きます。記事を書くのは苦手、といいますが国語の苦手な私には最初どうなるかと思ひ戸惑いましたが、完成品を見てみると立派なものができ、とても感動しています。これからは、もつともつと勉強して良いものを作っていきますのでよろしくお願ひします。

話は変わり、この広報は年2回(3月・9月)の発行を予定していますので、介護保険などについての地域の話題や、ご意見、ご要望などございましたら、お気軽にお寄せ下さい。今後とも「広域連合だより」をどうぞよろしくお願ひいたします。(純二)

